

# 東京都における 食品衛生責任者制度

東京都福祉保健局  
健康安全部食品監視課

# 食品衛生責任者の役割及び営業者の責務

食品衛生責任者とは	食品関係営業施設において、食品衛生に関する責任を担う者
◇食品衛生責任者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>➤食品衛生上の管理運営を担当</li><li>➤危害の発生を防止するため必要なときは、改善を進言し、それを促進</li><li>➤法令の改廃等に留意し、違反行為がないよう対応</li></ul>
◇営業者の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>• 許可施設ごとに自ら責任者となるか、又は従事者から食品衛生責任者1名を定めて配置</li><li>• 責任者の氏名を作業所等の見やすいところに掲示</li></ul>

➤ 東京都食品衛生法施行条例の管理運営基準\*にて規定

\* 食衛法第50条第2項の規定に基づく都道府県知事が定める公衆衛生上講ずべき措置の基準

# 食品衛生責任者に求められる知識等①

## 【食品衛生全般に渡る知識(総論)】

### ➤ 食品衛生責任者になるには**6時間以上の講習会を受講**

- 公衆衛生学（伝染病、疾病予防、環境衛生、労働衛生等） 1時間
  - 衛生法規（法規、施設基準、管理運営基準、規格基準等） 2時間
  - 食品衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設管理、自主管理等） 3時間
- ※ 科目、時間は、H7.7.11厚生省通知「食品衛生責任者の取扱いについて」に基づく

(参考) H29年度実績：143会場、23,235名受講

## 次の資格を有している方は受講不要

- 栄養士
- 調理師
- 製菓衛生師
- と畜場法に規定する衛生管理責任者
- と畜場法に規定する作業衛生責任者
- 食鳥処理衛生管理者
- 船舶料理士
- 食品衛生管理者、または食品衛生監視員となる資格を有する者

## 食品衛生責任者に求められる知識等②

### 【食品衛生に関する最新の知識(各論)】

◆ 食品衛生責任者は講習会を定期的に受講し、常に新しい知見の習得に努めなければならない(管理運営基準)

➤ 食品衛生実務講習会を保健所及び関係事業所で開催

※H29年度:444回、18,372名(特別区、八王子市、町田市分を除く)

※その他、事業者団体が行う講習会を実務講習会として指定

### 受講対象者

- 食品衛生責任者
- 食品衛生管理者
- 営業者又は事業者
- 許可を要しない集団給食等の衛生の管理責任者

### 受講回数

○ 飲食店営業(仕出し、弁当、すし、集団給食) ○ 大量調理施設(1回 300食以上又は一日 750食以上) ○ 許可を要しない集団給食(1回 20食以上)	各年度に 1回以上受講
○ 上記以外の施設	3年の期間内に 1回以上受講